

支 払 基 金
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 2 9 年 1 月 1 日であることから、平成 2 8 年 1 2 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないよう
ご留意願います。

記

平成 2 8 年 3 月 4 日付け厚生労働省告示第 5 6 号「別表Ⅸ 経過措置」(1)に
基づく材料価格の変更（変更区分「5」：9コード）

平成 2 9 年 1 月 1 日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
734220000	固定用内副子（スクリュー）（その他・特殊・両ねじ・一般用）	34,300	38,300
729200000	脊椎ロッド	39,300	42,600
736000000	髄内釘（横止め型）	147,000	158,000
736050000	髄内釘（横止めスクリュー・大腿骨頸部型）	36,100	38,800
736170000	人工靱帯（固定器具なし）	64,100	71,600
736180000	人工靱帯（固定器具つき）	70,900	79,200
727440000	生体弁（異種心膜弁（1））	609,000	680,000
737260000	人工心肺回路（個別機能品・血液学的パラメーター測定・標準型）	11,000	12,300
710010018	冠動脈用ステントセット（一般型）	149,000	162,000